

# 高齢者に対する交通安全教育

～ 愛知県警察交通安全教育チーム “あゆみ”

## 1 交通安全教育の目的

一般的に、高齢者は年齢とともに身体機能が変化し、歩行者としても、また、運転者としても、道路を通行する際に十全の行動をとることができない場合があります。また、免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない場合があります。

そこで、高齢者に対する交通安全教育においては、加齢に伴う身体機能の変化が道路における行動にどう影響するのかを理解させるとともに、交通ルールの遵守、歩行者や自転車利用者としての心得等について理解を深め、道路を安全に通行できるようになることが必要です。

またドライバーに対しては、運転に不可欠な「認知・判断・操作」の能力が年齢とともに変化していくことを自覚させ、その変化が原因で起きた交通事故事例等を紹介するなどして、慎重な運転を呼び掛けるとともに、運転免許証の自主返納制度や運転経歴証明書などについても紹介し、その浸透を図ります。

## 2 交通安全教育の内容

### (1) 基本的な心得

#### 目 標

加齢に伴う身体機能の変化が行動に及ぼす影響及び交通ルールを遵守し、交通マナーを実践することの必要性を理解させるとともに、交通安全活動への参加を促すことにより交通安全意識の高揚を図る。

#### 内 容

#### ア 高齢者の交通事故の特徴

高齢者が当事者となった交通事故の特徴を中心に、最近の交通事故の発生状況及び高齢者が事故に遭った場合には、死亡等の重大な結果に至る危険性が高いことを説明し、正しい道路の通行方法を実践することが、いかに重要であるかを理解させましょう。



#### イ 年齢に伴う身体機能の変化

個人差はあるものの、一般的には加齢に伴って

- ・ 歩行速度が遅くなること
- ・ 危険を回避するためのとっさの行動が困難になること
- ・ 危険の発見および回避が遅れがちになること
- ・ 歩行並びに自転車及び二輪車での走行が不安定になること

などの変化が表れます。このような身体機能の変化が行動に及ぼす影響を理



解させ、健康診断を受けるなどして、身体機能の変化を客観的に把握するとともに、道路を通行する場合には無理をせず、安全確認を十分行うよう指導する。

## ウ 高齢者の安全を確保するために設けられている交通安全施設

高齢者等感応信号機、歩行者感応信号機、視覚障害者用付加装置等、高齢者の安全を確保するために設けられている交通安全施設の現状とその利用方法を理解させましょう。

### 高齢者等感応信号機

高齢者等感応用押ボタンを押すか、交通弱者が携帯する発信機から発せられる微弱電波を感知して、歩行者用信号の青の時間を延長する信号機。



### 歩行者感応信号機

歩行者をセンサーによって感知し、歩行者用信号の青の時間を調整する信号機。



### 視覚障害者用付加装置

視覚障害者用に考慮された信号機で、歩行者用灯器の青色表示に合わせて「ピヨ、ピヨ」、「カッコー」の音響やメロディーを流す信号機。



## エ 交通安全活動への参加

道路交通の安全を確保するために行われている活動の実例を紹介し、これらの活動において高齢者の果たし得る役割を考えさせるとともに、このような活動への積極的な参加を促しましょう。

### (2) 歩行者の心得

#### 目標

加齢に伴う身体機能の変化を踏まえ、体力等に応じて無理をしないで道路を通行すること等、歩行者として安全に道路を通行するために必要な事項を理解させる。

#### 内容

### ア 加齢に伴う身体機能の変化が歩行に及ぼす影響

加齢に伴い、一般的に歩行速度が遅くなり、道路の横断に時間がかかるようになることから、広い道路を横断しようとする場合は、信号が青であっても、場合によっては、次の青信号を待って横断すること、信号機のない所で横断しようとする場合は、歩行速度を考慮し、道路を通行する車両等との距離を十分にとること等を指導するとともに、斜め横断を行わないように指導しましょう。



## 安全に道路を渡るためのキーワード

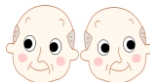
### 「止まる」

道路を渡るときは、必ず一旦止まりましょう。



### 「見る」

右・左・後方の安全を確かめてから渡り、横断中も車の動きに気を配りましょう。



### 「待つ」

車が通り過ぎるか停止するのを待ち、安全に渡りましょう。



## イ 電動車いすを用いる場合に注意する事項

電動車いすを通行させている者は、道路交通法上歩行者とされていることから、歩行者として交通ルールを遵守しなければならないことを理解させます。また、電動車いすは、機種ごとに操作方法、走行性能等の特性が異なることから、それらを十分に把握し、道路外の安全な場所で操作方法を習得した上で道路を通行するように指導しましょう。

### 電動車いす

道交法第2条1項第11号の3に規定する身体障害者用の車いすで、原動機を用いるもののこと。

「身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための車いす」を指し、道交法上は歩行者に分類されます。車体の大きさが決められているほか、

- 原動機として電動機を用いること
- 時速6kmを超える速度を出すことができないこと
- 自動車又は原動機付自転車と外観を通じて明確に識別することができること

などの取り決めがあります。



## ウ 安全に道路を通行するために習得する必要がある事項

免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、歩行者として安全に道路を通行するために習得する必要がある事項を、「交通の方法に関する教則」第2章（歩行者の心得）の内容に沿って指導します。

特に、夜間において高齢者が当事者となる事故が多く発生していることから、夜間は、自動車等（自動車及び原動機付自転車をいう。以下同じ。）の運転者から暗い色の服装をした歩行者がよく見えないことがあること等を説明し、外出する場合は、目立つ色の服装をしたり、反射材を身に付けたりするように指導しましょう。

## (3) 自転車に乗車する場合の心得

### 目標

加齢に伴う身体機能の変化が自転車の乗り方に及ぼす影響を理解させるとともに、自転車を安全に利用するためには交通ルールを遵守し、交通マナーを実践しなければならないことを理解させ、正しい乗り方を習得させることにより、安全に道路を通行できるようにする。



## 内 容

### ア 加齢に伴う身体機能の変化が自転車の走行に及ぼす影響

加齢に伴い、自転車での走行が不安定になったり、交差点を通行する場合に安全確認が不十分になったりすることについて、交通事故の実例等を用いて具体的に説明して理解させましょう。

### イ 乗ってはならない場合

酒を飲んで自転車に乗ること等の危険性を説明し、こうした行為が禁止されていることを理解させましょう。

### ウ 安全に自転車に乗るために習得する必要がある事項

免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がないなどの理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、安全に自転車に乗るために習得する必要がある事項を、「交通の方法に関する教則」第3章（自転車に乗る人の心得）の内容に沿って指導しましょう。

## (4) 自動車に乗車する場合の心得

### 目 標

自動車に乗車する場合に注意すべき事項を理解させ、安全に自動車に乗車できるようにすること。

### 内 容

自動車から降りた後に道路を横断する場合は、自動車の直前・直後を横切ってはならないことを理解させましょう。また、乗り降りする際は、周囲の安全を確認してからドアを開け、左側から乗り降りするよう指導するとともに、シートベルトを備えている自動車に乗車する場合は、これを正しく着用するよう指導しましょう。

## (5) 自動車に関して知っておくべき事項

### 目 標

自動車等の基本的な特性と合図を習得することにより、歩行者等として自動車等の動きを予測し、危険を回避して安全に道路を通行できるようにする。

### 内 容

自動車等の速度と制動距離の関係、死角、内輪差等の自動車の特性及び右左折、後退時等の合図を理解させましょう。また、これらを踏まえて安全に道路を通行することができるよう指導しましょう。



## (6) 自動車等の運転者の心得

### 目 標

高齢の運転者が、加齢に伴う身体機能の変化を客観的に把握し、これに応じた



運転ができるよう必要な技能と知識を習得させる。

## 内 容

運転適性指導及び運転技能指導を中心に実施することとし、加齢に伴う身体機能や運転技能の変化を客観的に把握させ、安全に運転できるよう指導する。また高齢の運転者に対する運転免許制度の特例や高齢運転者標識等を理解させましょう。

運転中に病気が発症し事故につながるケースも多いことから、周りを巻き込む危険性や不測の事態を認識させ、体調が悪いときは運転を控えるよう指導しましょう。

## (7) 交通事故の場合の措置

### 目 標

交通事故に遭った場合に、適切に対処できるようにするとともに、交通事故の当事者としての責任についても理解させる。

### 内 容

交通事故に遭った場合には、必ず警察に届け出ること、外傷がなくても頭部等に強い衝撃を受けた場合は、医師の診断を受けること等の措置を指導します。

特に、車両等の運転者又は乗務員として事故に遭った場合は、事故がさらに発生することを防止するための措置をとらなければならないことや、負傷者に対して可能な応急救護処置を行わなければならないことも合わせて理解させます。

## (8) 高齢者に対する交通安全教育を実施するに当たって配慮すべき事項

### ア 指導者の基本的な心構え

効果的かつ適切な交通安全教育を実施するため、高齢者の特性を理解するとともに、地域の実情を踏まえた教育の内容及び方法を設定し、適切な教材を用いるなどして指導しましょう。あわせて、受講者の居住する地域における身近な事故事例を挙げるなどして、高齢者が自らの問題としてとらえることができるよう配慮しましょう。

### イ 適切な時間設定ならびに教育の内容及び方法の設定

高齢者にとって体力的な負担とならないように、指導事項を数点にしぼり、短時間で効果的に教育を実施するようにしましょう。

### ウ 高齢の運転者の運転適性及び運転技能の把握

高齢者の身体の機能の変化には個人差があるため、交通安全教育を実施する場合は、対象に応じて、運転適性指導及び運転技能指導を行いましょう。

## (9) 家族等に対する交通安全教育の実施

高齢者が加齢に伴う身体機能の変化を自覚し、交通事故を防ぐためには、家族等の理解と協力が必要です。高齢者が犠牲となる交通死亡事故が多発していることをあらゆる機会を通じて広報し、家庭内においても交通安全に対する積極的な声掛けをしていただくよう呼びかけましょう。



### 高齢運転者標識の表示

70歳以上の運転者が普通自動車を運転するときは、高齢運転者マーク（標識）を車体の前面と後面の所定の位置（地上0.4～1.2mの間）につけて運転するように努めなければならない。

☆罰則、反則金、違反金なし

# 「交通安全合言葉」による安全教育

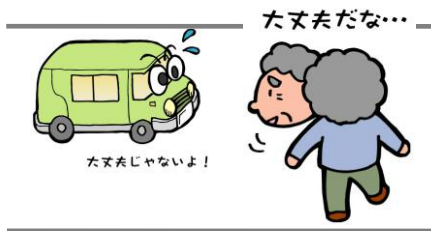
覚えやすい言葉を合言葉にした交通安全教育も効果的です。

## 交通安全 なごやじょう

な

### 何度も安全確認

安全確認は、道路を渡る前だけでなく渡っているときにも行いましょう！特に、横断前半は右から来る車両、横断後半は左から来る車両に注意しながら渡りましょう。



こ

### 強引な横断はしない

斜め横断や信号無視、車両等の直前・直後の横断、渋滞停止中の車両の間を渡るなどの強引な横断はやめましょう。安全のため、少し遠まわりになっても横断歩道のあるところを渡るようにしましょう。

や

### 夜間は、明るい服装に反射材

早朝、夕暮れ時、夜間の時間帯は、ドライバーから歩行者や自転車が見落とされやすく、事故の危険性が高まります。白や黄色など、明るい服装を身に付けることを心掛けるとともに、反射材を有効に活用して自分の存在を周りの人にしっかりとアピールしましょう！



じ

### 自覚する（加齢に伴う身体機能の変化）

加齢に伴い、一般的に歩行速度が遅くなる、危険の発見や回避に遅れが生じる、判断や操作に誤りが出るなどの変化が出てきます。その変化を自覚し、無理をせず慎重な行動をとるよう日頃から心掛けることが大切です。

よ

### 用心深く（自宅周辺道路も要注意）

通り慣れた自宅周辺道路で多くの方が被害に遭っています。いつも通るよく知った道路こそ油断せず、常に危険を予測した用心深い行動を心掛けましょう！



う

### 後ろも必ず確認する

車には、「死角」や「内輪差」といった特性があり、ドライバーから見落とされたり、左折時に巻き込まれたりするおそれがあります。道路を横断する際や進路を変更する際は、左右だけでなく後ろの安全もしっかりと確認しましょう！